



## 個人事業主から法人成りした 組合員の取り扱いについて

### Question

設立当初から本組合に加入している個人事業主Aが後継者に代を譲るにあたりB株式会社を設立し、事業のすべてを株式会社に移譲する予定です。B株式会社の代表となる後継者も引き続き組合に加入する意思をもって、本組合としても加入を継続してもらいたいと思っています。この場合の必要な手続について教えてください。

### Answer

組合の加入には中小企業等協同組合法において①原始加入、②持分承継加入(ともに第15条)、③相続加入(第16条)を規定しています。

①の原始加入とは、組合に対し加入を希望する事業者が出資金を支払い加入する一般的な加入方法であり、一方、②持分承継加入と③相続加入は加入を希望する事業者がすでに組合員としての地位を有する事業者から出資金を譲り受けて加入する方法で、②は他の事業者に対しても出資金を譲り渡すことで加入することができ、③は組合員である個人事業主が死亡した際、同じ事業を行っている被相続人(個人事業主)がいる場合、出資金を相続することで加入することができる、というものです。

今回のご相談は、組合員である個人事業主Aさんが法人Bに対して事業のすべてを譲渡し、法人Bが組合に加入する際の手続についてです。

まず、Aさんは事業のすべてを法人Bに譲渡する際、出資金も併せて法人Bに譲り渡す場合は②の加入方法となります。②による加入にあたっては、法人Bが組合に対し加入申込書を提出すると同時にAさん・法人Bが共同して出資金の譲渡・譲受の承認申請書を提出してもらいます。理事会でAさんの持分の譲渡と法人Bの加入について審議

し、これを承認することでAさんの出資金を法人Bに譲り渡す手続が済みます。法人Bに出資金全額を譲り渡したAさんは組合員資格がなくなるため法定脱退することとなり、それと同時に法人Bが組合に加入することとなります。

また、Aさんが出資金の譲渡・譲受等の手続を行わず、法人Bに事業の全部を移譲した場合は、譲渡した時点でAさんは法定脱退することとなり、出資金は脱退年度の決算が確定してからの払戻しになります。すでに組合員としての資格を有していないAさんは組合に対して権利・義務を持ちませんから、法定脱退後(事業譲渡後)は法人Bに対して出資金の譲り渡しは出来なくなります。この場合は、法人Bが組合に加入する際には①のとおり、組合に対し加入申込書を提出し、承認を受けた後、出資金を支払い加入する必要があります。

個人事業主として創業し、事業拡大に伴い法人化する組合員さんもいらっしゃるかと思います。代表者が同じでも、個人事業主と法人ではそれぞれ異なる事業者とみなされますから、法人化する際には持分譲渡の手続をとるように組合員さんにお知らせください。

組合運営でご不明な点がございましたら、中央会までお問い合わせください。